

1. 林道規程

昭和48年4月1日 林野道第108号

林野庁長官通達

〔最終改正〕平成3年4月1日 3 林野基第264号

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規定は、林道の管理および構造に関する基本的事項を定め、森林の管理経営上適正な林道の整備を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、民有林国庫補助林道および国有林林道に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規定における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「幹線」とは、森林の管理経営からみて利用区域の根幹となる路線をいう。
- (2) 「支線」とは、幹線から分かれる路線をいい、「分線」とは、支線から分かれる路線をいう。
- (3) 「附帯施設」とは、林道の通行上及び構造上の機能保持のため設けられる防雪施設その他の防護施設・交通安全施設・標識・林業作業用施設等をいう。
- (4) 「設計車両」とは、林道の設計の基礎とする自動車をいう。
- (5) 「設計速度」とは、設計車両の速度をいう。
- (6) 「車線」とは、一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。
- (7) 「車道」とは、もっぱら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分をいう。
- (8) 「路肩」とは、道路の主要構造部を保護し、車道の効用を保つために、車道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。
- (9) 「保護路肩」とは、舗装構造及び路体を保護し、又は交通安全施設・標識等を設けるために盛土の路肩に接続して設けられる帯状の部分をいう。
- (10) 「車道の曲線部」とは、車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分をいう。
- (11) 「緩和区間」とは、車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設ける一定の区間をいう。
- (12) 「視距」とは、車道（車線の数を2とするもの）にあっては車線。以下、この号において同じ。）の中心線上1.2メートルの高さから当該車道の中心線上にある10センチメートルの物の頂点を見とおすことができる距離を当該車道の中心線に沿って測った長さをいう。
- (13) 「合成勾配」とは、縦断勾配と片勾配又は横断勾配を合成した勾配をいう。

(林道の種類及び区分)

第4条 林道の種類は、次による。

- (1) 自動車道
- (2) 軽車道

